（原生自然環境保全地域内における行為の制限の対象とならない行為）

第三条　法第十七条第五項第二号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

三の二　境界標（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。以下同じ。）を設置すること。

四　（略）

四の二　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による同法第二条第一項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

五～七　（略）

七の二　国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

八・九　（略）

十　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に伴う特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

十一～十八　（略）

（自然保護取締官である職員の携帯する証明書の様式）

第四条　法第十八条第三項（法第三十条又は第三十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により自然保護取締官である職員の携帯する証明書は、様式第一による。

（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）

第五条　法第十九条第三項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～八　（略）

（立入制限地区内への立入りの許可申請書）

第六条　法第十九条第三項第五号の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一～五　（略）

2　（略）

（公聴会）

第八条　環境大臣は、法第二十二条第六項（同条第七項及び法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2　（略）

第十条　公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

第十二条　公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2　公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があつたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

（原生自然環境保全地域内における行為の制限の対象とならない行為）

第三条　法第十七条第五項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

（新規）

四　（略）

（新規）

五～七　（略）

（新規）

八・九　（略）

十　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に伴う特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

十一～十八　（略）

（自然保護取締官である職員の携帯する証明書の様式）

第四条　法第十八条第三項（法第三十条において準用する場合を含む。）の規定により自然保護取締官である職員の携帯する証明書は、様式第一による。

（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）

第五条　法第十九条第三項第四号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～八　（略）

（立入制限地区内への立入りの許可申請書）

第六条　法第十九条第三項第五号の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一～五　（略）

2　（略）

（公聴会）

第八条　環境大臣は、法第二十二条第六項（同条第七項及び法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見をきこうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見をきく必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2　（略）

第十条　公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見をきこうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

第十二条　公述人及び発言を許された者の発言は、意見をきこうとする案件の範囲をこえてはならない。

2　公述人及び発言を許された者が前項の範囲をこえて発言し、又は不穏当な言動があつたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。